証券取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令(昭和二十八年大蔵省令第七十五号)

| 券の売付又は買付により、これを決済する取引を行つてはならないる未決済勘定が生ずることとなる場合には、当該顧客が当該取引に合未決済勘定が生ずることとなる場合には、当該顧客に当該取引に係第九条 証券会社は、顧客が信用取引を行うことを有価証券の売買の(信用取引を行うことを明示しない取引) | る当該発行日取引については、これを適用しない。 き率の規定は、発行日取引が対当売買によるものである場合における 第一項第二号に掲げる発行日取引に係る有価証券の時価に乗ずべついては、これを適用しない。 てある場合における言語信用明らにと同一日となる場合にある。 | | 伽証券の時価に乗ずべき率) 第百六十一条の二第一項に規定する取引及び同項の規定により 改 正 案 |
|---|---|------|--|
| の売付又は買付により、これを決済する取引を行つてはならない。る買付又は売付に係る有価証券について、これを対当する有価証券注文と同時に明示しない取引については、当該顧客が当該取引によ第九条(証券会社は、顧客が信用取引を行うことを有価証券の売買の(信用取引を行うことを明示しない取引) | 当該発行日取引については、これを適用しない。率の規定は、発行日取引が対当売買によるものである場合における2.前項第二号に掲げる発行日取引に係る有価証券の時価に乗ずべき2. | (新設) | 伸 第 |

2 前項の規定は、第二条第二項に規定する場合については、これを 適用しない。

(新設)